

## 2014年 世界会計基準設定主体（WSS）会議報告

### I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、世界各国の会計基準設定主体との意見交換を目的とした世界会計基準設定主体会議（World Standard-Setters Conference：以下「WSS 会議」という。）を毎年1回開催している。本年は、2014年9月29日及び30日の2日間、ロンドン市内の会場で開催され、世界中の基準設定主体から約100名が参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、小野委員長、小賀坂副委員長、関口常勤委員と紙谷ディレクターの4名が出席した。

以下に会議の概要を報告するが、一部のセッションは同時進行で複数のセッションが開催されたため、断りのない限り、参加したセッションについてのみ概要を報告している。

### II. 今回の会議の概要

今回の会議は、次の予定表に沿って行われた。

議 題	担 当
(2014年9月29日)	
マッキントッシュ IASB 副議長による挨拶	マッキントッシュ IASB 副議長
概念フレームワーク・プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 測定に関する説明</li> <li>▶ 測定に関する小グループによるセッション及び小グループによる議論のフィードバック</li> </ul>	IASB スタッフ 各国基準設定主体代表者
IFRS 財団による教育活動及び適用支援に関する取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ IFRS に関する判断</li> <li>▶ IFRS の適用支援に関する近況報告</li> </ul>	IASB スタッフ 同上
開示に関する取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 重要性に関する説明</li> <li>▶ 重要性に関する小グループによるセッション及び小グループによる議論のフィードバック</li> </ul>	IASB スタッフ 各国基準設定主体代表者 <sup>1</sup>
(2014年9月30日)	
選択方式のセッション	

<sup>1</sup> ASBJ からは、小野委員長が「重要性」に関する小グループによるセッションについて、議長役を務めた。

議 題	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」</li> <li>➤ IFRS 第 9 号「金融商品」</li> <li>➤ リース・プロジェクト</li> <li>➤ IFRS の採用及び移行に関する論点</li> <li>➤ IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー</li> </ul>	IASB 理事、スタッフ 同上 同上 同上 同上
各国基準設定主体との協働	マッキントッシュ IASB 副議長、IASB ス タッフ
IASB によるリサーチ活動	IASB スタッフ
小グループによるセッション <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中小企業向け IFRS</li> <li>➤ 保険契約</li> <li>➤ マクロヘッジ会計</li> <li>➤ 料金規制事業及び排出権取引</li> </ul>	IASB 理事、スタッフ 同上 同上 同上
各国及び地域の状況に関する近況報告	各国会計基準設定主 体及び地域グループ 代表者

## 1. マッキントッシュ IASB 副議長による挨拶

会議の冒頭、マッキントッシュ IASB 副議長から、開会の辞が述べられた上で、IASB の近況について紹介が行われた。

## 2. 概念フレームワーク・プロジェクト（測定）

IASB は、2013 年 7 月にディスカッション・ペーパー（DP）「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」を公表しており、2014 年 3 月から DP に寄せられたコメントを踏まえた再審議が行われている。本セッションでは、概念フレームワーク・プロジェクトのうち、測定に関して、5 つの小グループに分かれてグループ・ディスカッションが行われた。なお、2014 年 7 月に開催された IASB 会議において、公開草案に記載される測定に関する記述について、主に次の暫定決定がなされている。

- (1) 測定が財務報告の全体的な目的にどのように寄与するかについて、「測定は、企業の資源、企業に対する請求権、並びに、当該資源及び請求権の変動に関する情報を貨幣的に定量化するプロセスである。こうした情報は、利用者が将来キャッシュ・フローについての企業の見通しを評価し、企業の資源に対する経営者の受託責任を評価するのに役立つ。」と記載する。

- (2) IASB が測定基礎を選択する際には、財政状態計算書と純損益及びその他の包括利益 (OCI) の計算書の双方でもたらされる情報の性質及び目的適合性を考慮すべきである旨を記載する。
- (3) 次の事項を記載する。
- ① ある項目の測定に関する不確実性の水準は、測定基礎を選択する際に考慮すべき要因の一つである。
  - ② ある測定について不確実性が高い場合でも、測定が目的適合性のある情報を提供しないとは限らない。
- (4) ある項目の測定に関する測定の不確実性の水準を記述する際に「信頼性」という用語を明示的には使用しない。他方、DP に含まれていた忠実な表現に関するものの、忠実な表現はそれだけでは必ずしも有用な情報をもたらさず、当該表現が提供する情報も目的適合性のあるものでなければならない旨を記載する。
- (5) 新たな又は異なる測定基礎を導入する便益が、コストや複雑性の増加を上回る必要性を説明する。これは、DP の記載（測定基礎の数は、目的適合性のある情報を提供するために必要な最小限の数とすべきである）を置き換えることになる。
- (6) DP に含まれていた測定基礎の必要な変更及び不必要な変更の記述、及び、その他の補強的な質的特性の議論を維持する。また、測定のセクションで、コストと便益の制約は IASB が測定を選択する際に考慮すべき諸要因の一つである旨を明示する。

本会議においては、上述の暫定決定のうち、質的特性に関連する暫定決定について小グループに分かれて議論がなされた。特に(3)の不確実性、(5)の新たな又は異なる測定基礎を導入する際の考慮事項について議論がなされた。

この点に関し、ASBJ からは、不確実性に関する議論は、測定基礎の選択において考慮すべき要件の一つであるかもしれないが、それが最も重要な要因であるとは考えていないという趣旨の発言を行っている。

### 3. IFRS 財団による教育活動及び適用支援に関する取組み

本セッションでは、IFRS 財団において教育活動を担当しているディレクターのウェルズ氏から「IFRS に関する判断」という題で講演が行われた。

ウェルズ氏からは、IFRS の適用に関して (1) 従来と考え方を変更する必要がある旨、(2) 必要とされる技能が異なる旨、(3) 必要とされる能力について理解を図ることが重要があると指摘したうえで、フレームワークをベースとした IFRS の教育活動について説明がなされた。その上で、現在 IFRS 財団が行っている教育活動は厳格で一貫した IFRS の適用を支援することを目的としており、具体的には IFRS に関する判断と見積りを行う受講者の能力を開発するように講師を支援することを目的としていること、そのために教育資料の開発、各地域で講師を育成することを目的とした「トレイン・ザ・トレー

ナー」セッションの開催などを行っていることなどが説明された。また、IFRS に関する判断についていくつかの例を挙げて、フレームワークをベースとした判断方法について説明された。

次に IASB の適用活動を担当しているディレクターのステュワート氏から「適用に関するアップデート」という題で講演が行われた。特に、IFRS の適用に関連して、運営委員会及び IFRS 解釈指針委員会の活動状況について説明されたほか、IFRS 解釈指針委員会の活動状況に関しては、活動プロセス、アジェンダ決定の条件などについて説明がなされた。また、アジェンダ決定に関しては、2013 年において 16 のアジェンダ決定がなされ、従来と比べても積極的に活動している旨が報告された。

#### 4. 開示に関する取組み

本セッションでは、開示に関する取組みのうち、特に「重要性」が取り上げられ議論が行われた。最近、開示に関しては、(1) 目的適合的でない情報が多く開示されすぎていること、(2) 目的適合的な情報が十分に開示されていないこと、(3) コミュニケーションのあり方が十分に効果的でないことが課題として指摘されている。このうち(1)と(2)に関して、「重要性」の概念がどのような役割を果たし得るか検討を行う必要があるとされており、IASB において IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂に向けた作業が進められているほか、「重要性」に関する教育文書を開発すべきかについて検討が行われている。

今回のセッションでは、IASB スタッフから、重要性の概念の各国における適用状況に関する調査結果、適用上の問題点などについて説明がなされた。重要性の原則の適用状況については、IASB が行った調査によると、各地域や国際監査・保証基準審議会 (IAASB) などにおける多くの定義は IFRS の概念フレームワークにおける定義と類似していることが判明した一方、重要性に関する会計上の定義と法律上の定義が異なる旨が報告された。また、適用上の問題点としては、ガイダンスの要否、用語の問題、質的及び量的な評価などに関連した説明がなされた。さらに、重要な会計方針の注記について、記載内容や記載場所に関する考察が説明された。

この説明を受けて、会議参加者は小グループに分かれて議論を行った。ASBJ からは、小野委員長が小グループの議長として、メンバーからの意見の取りまとめ等を行った。小グループの議論では、例えば、「重要性」に関する取組みのうち、重要な会計方針の記載について、開示に関する取組みの全体のパッケージを効果的に達成する観点から、当該論点についてディスカッション・ペーパーの論点の一部として扱うことが適当であるという見解が示された。他方、特定の論点について適時に対応することが可能で、かつ、対応を図ることによって作成者及び利用者双方の便益が向上する場合、当該部分について特に適時に対応を図ることが必要ではないかというコメントが示された。

## 5. 選択方式のセッション

本セッションでは、収益認識、金融商品、リース、IFRSの採用及び適用、IFRS第3号の適用後レビューの論点毎に、5つの小グループに分かれて議論が行われた。

筆者が参加したIFRS第3号の適用後レビューのセッションにおいては、IASBスタッフから、これまでのフィードバックや今後の取組みについて説明がなされた。この点に関し、ASBJからは、のれんについて行われた学術研究の成果について質問を行ったほか、のれんの償却について多くのフィードバックが示されていることを踏まえ、IASBにおいて十分な審議が必要であるという趣旨の発言を行った。

## 6. 各国会計基準設定主体との協働

本セッションでは、マッキントッシュ IASB 副議長及びエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターのシールズ氏から「各国会計基準設定主体との協働」という題で講演が行われた。講演では、IASB 単独で国際的な会計基準を開発することは不可能であり、各国会計基準との協働が重要である旨が強調され、特に、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) について設置の経緯、運営方法などについて説明がなされた。また、ASAF に参加していない会計基準設定主体とは、リサーチ活動、アウトリーチ、適用後レビューなどにおいて協働していく旨が説明された。

また、IASB と各国会計基準設定主体等との関係に関して、2014年5月に公表された憲章 (Charter) について、その内容が説明された。本憲章は、ASAF 及びその他の IASB の諮問機関における作業を補足するために、IASB と各国会計基準設定主体等がどのように協力することができるかを記載している。憲章では、包括的な原則として、IASB および各国会計基準設定主体等が協働していくに当たって、(1) IASB 及び各国会計基準設定主体等双方の独立性を尊重しつつ、緊密に協力すること、(2) 情報及びリソースの共有を含め、透明かつ開かれた方法によること、(3) 相互に信頼及び敬意を払うこと、(4) 公益の観点から共通の目標を達成するための義務感、責任及び説明責任をもつこと、にコミットする旨が記載されている。

## 7. リサーチ活動

本セッションでは、IASB が行っているリサーチ活動に関する説明が行われた。

会計基準の開発において、従来、リサーチ活動を行うことなく、ディスカッション・ペーパーや公開草案の公表を行うことができたが、現在は証拠に基づいて意思決定を行うことの重要性が強調されており、原則としてリサーチ活動を行った上で、基準開発の実行可能性を検討することとされており、これを踏まえ、ディスカッション・ペーパー

や公開草案の公表を行うこととなっている。現時点でリサーチ活動を行っているプロジェクトは、次の表のとおりである。

優先度	プロジェクト名
優先度が高いプロジェクト	開示に関する取組み 料金規制事業 共通支配下における企業結合 割引率 持分法 資本の特徴を有する金融商品 外貨換算／高インフレーション
優先度が中程度のプロジェクト	負債 - IAS 第 37 号の修正 業績報告 排出権取引
長期的なプロジェクト	採掘活動／無形資産／研究開発 退職後給付 法人所得税 株式報酬

本セッションでは、上記のほか、現在、IFRS 財団のアジア・オセアニア・オフィスにおいて行っている XBRL のタクソノミー・プロファイルに関するリサーチ活動について説明がなされた。

## 8. 小グループによるセッション

このセッションでは、中小企業向け IFRS、保険契約、マクロヘッジ会計、料金規制事業及び排出権取引の 4 つのグループに分かれて議論がなされた。

筆者が参加した保険契約のセッションにおいては、IASB スタッフから改訂公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえて行われている再審議における IASB の暫定決定の内容について説明がなされた。

この点に関し、ASBJ からは、我が国関係者からは、保険契約の引受活動には金利要素が不可分に含まれているため、引受活動と投資業務とを区分して別個の会計処理を要求すると結果として企業の財政状態や経営成績について忠実な表現を達成しない可能性があるという指摘がされているという趣旨の発言を行った。

## 9. 各国の状況に関する近況報告

最後に、次の組織の代表者より、近況報告が行われた。

- ・ アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)
- ・ 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)
- ・ 米国財務会計基準審議会 (FASB)
- ・ ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)
- ・ 全アフリカ会計士連盟 (PAFA)

以 上